

津島市議会議員政治倫理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津島市議会基本条例（平成23年津島市条例第1号）第16条の規定に基づき、議会を構成する議員が市民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、市民全体の代表者として議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理基準について定めるとともに、議員の政治倫理の意識の向上及び確立に努め、市民が議員の活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基礎を創り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能及び責務を深く自覚し、第3条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

- 2 議員は自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。
- 3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈しない。
- 4 議員は、市民から求めがあった場合は、説明責任を果たさなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用した金品は授受しないこと。
- (2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業、団体のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の趣旨に従い、議員の親族若しくは議員自身が役員をしている企業若しくは団体（以下「企業等」という。）又は議員の親族が経営に携わっている企業等が締結する契約に関して、当事者となること又は締結を指示若しくはあっせんをしないこと。
- (4) 職員の採用、異動、昇任その他の人事への関与をしないこと。
- (5) 議員は、その地位を利用して、人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為をしないこと。

(調査請求の手續)

第4条 議員が、前条に規定する政治倫理基準に違反していると認められるときは、議員定数の4分の1以上の者の連署をもって、代表者から、当該議員が政治倫理基準違反の事実を証する書面を添えて、議長に対し調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。ただし、議会運営委員は調査請求をすることができない。

(審査会の設置等)

第5条 議長は調査請求を受けたときは、議会運営委員会に調査請求の適否を諮り、その結果調査請求が適当と認められたときは、津島市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員定数は、8人以内とし、会派代表者をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、審査の過程における情報等職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(政治倫理基準違反の審査等)

第6条 議長は、審査会を設置したときは、速やかに政治倫理基準違反の行為の存否の審査を審査会に付するものとする。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、資料の請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができる。

(議員の協力義務等)

第7条 調査請求の対象となった議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は、審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

- 2 審査会は、当該議員が前項の要求を拒否した場合は、その旨を議長に報告するものとする。

(審査結果報告書の提出等)

第8条 審査会は、審査を終えたときは、議長に審査結果報告書を提出するものとする。

- 2 議長は、前項の審査結果報告書が提出されたときは、その審査結果を第4条の規定により調査請求をした者に通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

(審査結果の措置)

第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 議員の辞職勧告を行うこと。
- (2) 条例の規定を遵守させるため警告を発すること。
- (3) その他議長が必要と認める措置。

附 則 (平成23年2月24日議会運営委員会了承)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。